

専承第 1 号

東郷町税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、東郷町税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和 8 年 4 月 23 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

専決第2号

東郷町税条例の一部改正について

東郷町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月31日専決

東郷町長 石橋直季

東郷町税条例の一部を改正する条例

東郷町税条例（昭和38年東郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第21条中「、第74条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第74条の6第1項の申告書、」を削る。

第32条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第73条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第73条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第74条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第74条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第74条の3から第74条の8までを削る。

第74条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第74条の3とする。

第75条（見出しを含む。）、第76条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第76条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第79条の見出し、第80条（見出しを含む。）並びに第81条の見出し並びに

同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条第2項中「第73条第3項ただし書」を「第73条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第8項中「き損」を「毀損」に、「ま滅」を「摩滅」に改める。

第83条第1項中「第74条の9」を「第74条の3」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第

27項を第16項とし、第28項を第17項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令

和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東郷町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の1第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(東郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 東郷町税条例等の一部を改正する条例(平成26年東郷町条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

専決処分の概要

1 改正理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とするほか、所要の規定の整備を行うこと。（第20条の3、第73条、第74条、第74条の3から第76条まで、第76条の3、第78条から第83条まで及び附則第15条の2から第16条の2まで関係）
- (2) 政府の補助を受けて高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する一定の改修工事を行った特別特定建築物に対する固定資産税の減額の申告書に添付する書類を改めること。（附則第10条の3関係）
- (3) 燃費性能等の優れた3輪以上の軽自動車について、取得した日の属する年度の翌年度の軽自動車税を軽減する適用期限を2年間延長すること。（附則第16条関係）
- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長すること。（附則第17条の2関係）
- (5) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行すること。
- (2) この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によること。